

議案第43号

静岡市個人情報保護条例の一部改正について

静岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

静岡市個人情報保護条例（平成17年静岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第8項を第10項とし、第5項から第7項までを2項ずつ繰り下げ、同条第4項第2号中「その他の」を「、その他の」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 この条例において「個人識別符号」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

4 この条例において「要配慮個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

第6条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 保有個人情報に記録される項目に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第17条第2号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第26条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を削る。

第61条中「第2条第4項第1号」を「第2条第6項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に1号を加える改正規定は、平成32年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現にこの条例による改正後の静岡市個人情報保護条例第2条第1項に規定する実施機関の取扱いに係る同条第5項に規定する保有個人情報に記録される項目に同条第4項に規定する要配慮個人情報を含むものについての同条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとする」とあるのは「行っている」と、「あらかじめ」とあるのは「平成32年4月1日以後遅滞なく」とする。